

検証の結果及び当事者の主張

番号	記載	原告らの主張			被告の主張		
		効力	得票者	左記の理由	効力	得票者	左記の理由
①	山本	有効	原告山下	姓のみが記載され、それらが「山下」と発音、字形の点で2字中1字共通するから、「山下」の誤記であり、原告山下の有効投票である。	無効	—	氏のみ記載である上に、「山」の一文字が一致しているのみであり、字形における類似性は認められない。また、「やまもと」と「やました」は、字音についても類似性は認められず、原告山下の有効投票とは認められない。
②	下山	有効	原告山下	前記①に同じ。「山下」の前後を逆にしたもので、「山下」の誤記であり、原告山下の有効投票である。	無効	—	「山下」を逆にした記載であるが、順序が逆になることにより全体の音感及び視感が著しく異なり、全体として類似性が認められない。
③	山本かずひろ	無効	—	姓も名も異なるから、「公職の候補者でない者の氏名を記載したもの」（公選法68条1項2号）に当たり、無効である。	無効	—	訴外市議選の候補者に同姓同名の者がいることから、当該市議会議員への投票と考えられる。
④	山田まこと	有効	原告山下	原告山下と名は一致し、姓は「山下」と発音、字形の点で2字中1字が共通するか、「やました」と発音、字形の点で4字中2字が共通するから、「山下」又は「やました」の誤記であり、原告山下の有効投票である。	有効	原告山下	2文字目の「下」と「田」が異なっているものの、それ以外の部分が一致しており、字形及び字音等から総合的に判断し、「山下まこと」との類似性が認められる。 訴外市議選の候補者に「山口まこと」があることから、同候補者への投票と考える余地はあるが、一の選挙の候補者の氏、名又は氏名にも、他の選挙の候補者の氏、名又は氏名にも明確に一致しないが、そのいずれにも類似する投票であり、原告山下への有効投票である。
⑤	※1	無効	—	「公職の候補者の何人を記載したかを確認したいもの」（公選法68条1項8号）に当たり、無効である。	有効	仲川	一見「井川げん」と読めるが、「井」に見える文字は、字を構成する縦横の線が「中」とほぼ同じ構成であり、「中」と読める。また候補者に「仲川げん」があることから、1文字目は字音が同じ「中」の字が記載されているものと考えべきである。3文字目がひらがなの「げ」とは多少異なるものの、形状の類似性から「げ」の書きぐせと考えるべきである。 本件投票⑤は「中川げん」と記載されたものであり、仲川の有効投票である。
⑥	山本	有効	原告山下	前記①に同じ。	無効	—	前記①に同じ。
⑦	山中まこと	有効	原告山下	前記④に同じ。	有効	原告山下	2文字目の「下」と「中」が異なっているものの、それ以外の部分が一致しており、字形及び字音等の類似性から総合的に判断し、原告山下の有効投票である。

⑧	中川ゲンキ	無効	—	前記③に同じ理由で、無効である。	有効	仲川	氏（字音）は一致し、名は「げん」を含んでいることから、字形及び字音等において「仲川げん」との類似性等が認められる。 訴外市議選の候補者に「柿本元気」があることから、同候補者への投票と考える余地はあるが、一の選挙の候補者の氏、名又は氏名にも、他の選挙の候補者の氏、名又は氏名にも明確に一致しないが、そのいずれにも類似する投票であり、仲川への有効投票である。
⑨	山本	有効	原告山下	前記①に同じ。	無効	—	前記①に同じ。
⑩	山出 山下	無効	—	訴外市議選の候補者である「山出てつじ」の氏名の一部が含まれるので、「一投票中に二人以上の公職の候補者の氏名を記載したもの」（公選法68条1項4号）に当たり無効である。	無効	—	一の投票に2人以上の候補者の氏名を記載した投票であり、無効である。
⑪	木下真	有効	原告山下	前記④に同じ。	有効	原告山下	「木下真」の記載については、1文字目の「山」と「木」が異なっているものの、それ以外の部分が一致しており、字形及び字音等の類似性等から総合的に判断し、原告山下の有効投票である。
⑫	山下つとむ	無効	—	姓は一致しているものの、名は異なるから、無効である。	無効	—	氏のみ一致しているが、名は「つとむ」と明瞭に書かれており、一致しない。氏名全体として、字形及び字音等の類似性は認められず、原告山下の有効投票とは認められない。
⑬	山本かずひろ	無効	—	前記③に同じ。	無効	—	前記③に同じ。
⑭	山本	有効	原告山下	前記①に同じ。	無効	—	前記①に同じ。
⑮	西川げん	有効	仲川	前記④に同じ理由で、有効である。	有効	仲川	1文字目の「仲」と「西」が異なるものの、それ以外の部分が一致しており、字形及び字音等の類似性等から総合的に判断し、仲川の有効投票である。
⑯	みやしたまこと	有効	原告山下	前記④に同じ。	無効	—	「みやした」と平仮名で明瞭に書かれていることから、「やました」と記載する意思を持って書かれた誤記であるとは考えにくい。平仮名の「みやした」と「やました」では、字形における類似性も認めにくく、総合的に判断し、原告山下の有効投票とは認められない。
⑰	木下	有効	原告山下	前記①に同じ。	無効	—	氏2文字が記載されているが、「下」の1文字が原告の氏と一致しているのみであり、字形における類似性は認められない。「きのした」と「やました」は、字音についても類似性は認められず、原告山下の有効投票とは認められない。
⑱	山村	有効	原告山下	前記①に同じ。	無効	—	「山」の1文字が一致しているのみであり、字形及び字音等についても類似性は認められず、原告山下の有効投票とは認められない。
⑲	山口まこと	有効	原告山下	前記④に同じ。	無効	—	2文字目の「下」と「口」が異なっているのみであり、字形及び字音等において「山下まこと」との類似性は認められるが、訴外市

							議選の候補者に同姓同名の候補者があり、当該候補者の氏名が明確に記載されていることから、当該候補者への投票と考えられる。
⑳	宮下	有効	原告山下	前記①に同じ。	無効	—	氏2文字が記載されているが、2文字目の「下」の1文字が原告山下の氏と一致しているのみであり、字形における類似性は認められない。「みやした」と「やました」は字音についても類似性は認められず、原告山下の有効投票とは認められない。
㉑	※2	無効	—	前記③に同じ理由で、無効である。	有効	仲川	「中川」の2文字の後に識別が難しい2文字の記載がある。3文字目は形状から濁点のある平仮名と考えられ、4文字目は「子」、「る」、「ん」等の誤記であると考えられる。計4文字であること、3文字目が濁点のある平仮名であること、4文字目が「ん」の誤記とも読めることから、「中川げん」と記載されている可能性が考えられる。
㉒	井上まこと	無効	—	本件選挙の候補者である「井上良子」の氏名の一部が含まれるので、「一投票中に二人以上の公職の候補者の氏名を記載したもの」（公選法68条1項4号）に当たり無効である。	無効	—	名のみ一致しているが、氏は「井上」と明瞭に書かれており、一致しない。氏名全体として、字形及び字音等から類似性は認められず、原告山下の有効投票とは認められない。
㉓	山島真	有効	原告山下	前記④に同じ。	有効	原告山下	2文字目の「下」と「島」が異なっているものの、それ以外の部分が一致しており、字音等の類似性等から総合的に判断し、原告山下の有効投票である。
㉔	林まこと	無効	—	名は一致しているが、姓は「山下」と異なるから、無効である。	無効	—	前記㉒に同じ。
㉕	井上まこと	無効	—	本件選挙の候補者である「井上良子」の氏名の一部が含まれるので、「一投票中に二人以上の公職の候補者の氏名を記載したもの」（公選法68条1項4号）に当たり無効である。	無効	—	前記㉒に同じ。
㉖	山口まこと	有効	原告山下	前記④に同じ。	無効	—	前記⑯に同じ。
㉗	山下よしひこ	無効	—	前記⑫に同じ。	無効	—	前記⑫に同じ。
㉘	坂下げん	無効	—	前記㉔に同じ理由で、無効である。	有効	仲川	仲川の特徴的な名「げん」が明瞭に記載されており、仲川の有効投票の可能性はある。
㉙	※3	無効	—	前記⑤に同じ。	有効	仲川	「仲川」と明確に書かれており、仲川の有効投票の可能性はある。
㉚	山本かずひろ	無効	—	前記③に同じ。	無効	—	前記③に同じ。
㉛	山口まこと	有効	原告山下	前記④に同じ。	無効	—	前記⑱に同じ。
㉜	山口まこと	有効	原告山下	前記④に同じ。	無効	—	前記⑱に同じ。
㉝	山本まこと	有効	原告山下	前記④に同じ。	有効	原告山下	2文字目の「下」と「本」が異なっているものの、それ以外の部分が一致しており、字形及び字音等の類似性等から総合的に判断

							し、原告山下の有効投票である。
③④	山下守	無効	——	前記⑫に同じ。	無効	——	前記⑫に同じ。
③⑤	仲井	有効	仲川	前記①に同じ理由で、有効である。	有効	仲川	仲川の氏の特徴的な文字「仲」が明瞭に記載されており、仲川の有効投票の可能性がある。
③⑥	山口ひろし	無効	——	前記③に同じ。	無効	——	前記③に同じ。
③⑦	山口	有効	原告山下	前記①に同じ。	無効	——	前記①に同じ。
③⑧	山田	有効	原告山下	前記①に同じ。	無効	——	前記①に同じ。
③⑨	山口ひろし	無効	——	前記③に同じ。	無効	——	前記③に同じ。
④⑩	山中	有効	原告山下	前記①に同じ。	無効	——	前記①に同じ。
④⑪	山本	有効	原告山下	前記①に同じ。	無効	——	前記①に同じ。
④⑫	山川	無効	——	仲川の氏名の一部が含まれるので、「一投票中に二人以上の公職の候補者の氏名を記載したもの」（公選法68条1項4号）に当たり無効である。	有効	仲川	氏2文字が記載されているが、「山下まこと」とは「山」の1文字が、「仲川げん」とは「川」の1文字が一致しているのみであり、字形における類似性は双方とも認められない。また、字音についても類似性は認められず、どちらの有効投票とも認められない。 ただ、本件投票①（山本）及び⑰（木下）等が有効であるならば、本件投票⑫も仲川の有効投票の可能性がある。
④⑬	中山まさと	無効	——	前記③に同じ。	無効	——	氏及び名が記載されているが、「山」の字を含むこと、3文字目が「ま」であることが一致しているのみであり、字形及び字音等から類似性は認められず、原告山下の有効投票とは認められない。
④⑭	※4	無効	——	前記⑫に同じ理由で、無効である。	有効	仲川	「仲川よし」の4文字の後に、識別が難しい2文字の記載がある。識別不能な2文字は、「ひさ」、「ひろ」、「のふ」等の記載の可能性が考えられる。「のふ」であれば、仲川の本名「仲川元庸（なかがわもとのぶ）」との類似性から、仲川への有効投票である可能性がある。
④⑮	木下一	無効	——	前記③に同じ。	無効	——	「一」の字は「まこと」と読めることから「山下まこと」との類似性を検討する余地はあるが、そもそも「一」を「まこと」と読む例は一般的とはいえず、「まこと」を意図して「一」が記載されたとは考えにくい。氏「木下」も「下」の1文字が一致しているのみであり、総合的に判断して、原告山下の有効投票とは認められない。
④⑯	しんじ 木下真治	無効	——	前記③に同じ。	無効	——	「真治」は読み仮名「しんじ」が記載されていることから、「真治」が「まこと」を意図して記載されたとは考えられない。氏「木下」も「下」の1文字が一致しているのみであり、総合的に判断して、原告山下の有効投票とは認められない。

※1

こうほしやしめい 候補者氏名	井川 佳ん
-------------------	-------

※2

こうほしやしめい 候補者氏名	井川 佳
-------------------	------

※3

こうほしやしめい 候補者氏名	井川 佳
-------------------	------

※4

井川 佳
------